

写



国緑4第156号

令和4年9月1日

(公社) とやま緑化推進機構

理事長 高木 繁雄 様

公益社団法人 国土緑化推進機構

理事長 濱田 純



令和5年度 学校環境緑化モデル事業の実施について

令和5年度「緑と募金事業」として、昨年度に引き続き株式会社ローソン社が店頭で集めた募金を活用して標記事業を計画しております。

つきましては、別紙の「実施要領」を踏まえ、本事業の実施を希望する学校を調査いただき、実施を希望する学校につきまして、11月11日(金)までに助成申請書(様式1)を提出くださいますようお願いいたします。

当該事業の計画に当たっては、新型コロナウイルスに関する基本的なガイドライン(国土緑化推進機構)等を参考に予防対策等を十分に考慮し、適切な計画をお願いします。

事業の実施を希望する学校が多数に及ぶ場合には、原則として3校を限度に優先順位をつけてご報告くださいますようお願いいたします。なお、選考に当たっては株式会社ローソン社と調整を図り進めますので、後日、個別にご相談いただくこともあることを申し添えます。

(担当：基金業務部 大沼)



(別紙)

令和4年9月  
公益社団法人 国土緑化推進機構

## 令和5年度「緑の募金事業」学校環境緑化モデル事業実施要領

1. 事業目的 学校環境の緑化を通じる青少年環境教育の推進
2. 事業内容  
学校敷地内の緑化（樹木の植樹、手入れ等）、環境教育フィールドの整備（ビオトープなど）
3. 実施主体  
都道府県・市町村緑化推進委員会、学校（原則として、小学校、特別支援学校（旧養護学校等）等）、地域の関連団体（PTA等）
4. 対象校 原則として小学校及び特別支援学校等とする。
5. 実施時期 令和5年7月1日～令和6年6月30日
6. 実施校の決定
  - (1) 都道府県緑化推進委員会は、公益社団法人国土緑化推進機構に、原則として3校を限度として推薦する。
  - (2) 公益社団法人 国土緑化推進機構は、推薦のあった学校について、株式会社ローソンと調整の上、70校程度（令和5年度予定）を決定する。
7. 実施方法
  - (1) 事業実施主体は、都道府県緑化推進委員会を經由して事業助成申請書（様式1）、完成式典関係調書（様式2）、実績報告書（様式3）を提出する。
  - (2) 都道府県緑化推進委員会は、事業が円滑に実施されるよう事業実施主体に対し適切な指導を行う。
8. 助成額 1校当たり50万円の定額助成とする。
9. その他
  - (1) 本事業は、株式会社ローソンが店頭で集めた緑の募金を活用して実施する。
  - (2) 看板・標柱など（別添1）により、株式会社ローソンが店頭で集めた募金の協力を得てこの事業が行われたことを表示する。
  - (3) 事業の完了時に、関係者（都道府県緑化推進委員会、株式会社ローソン等）の出席を得て簡易な完成式典を開催する。  
(なお、上記の看板等の設置及び式典の開催は、「当事業がローソンにお越しいただいたお客様の募金によって成り立っている。」ことを多くの皆様に知っていただくためのものである。)

(様式1)

令和 年度「緑の募金」事業助成申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 殿

申請者(団体名)  
(代表者氏名)  
(郵便番号・住所)

「緑の募金」事業(学校環境緑化モデル事業)助成金の交付申請について

学校環境緑化モデル事業として、下記のとおり実施したいので「緑の募金」事業の助成金の交付を申請します。

記

1. 事業計画

事業名 交付決定番号	学校環境緑化モデル事業( ) 05学Rー
(ふりがな) 学校名 (住所)	〒 市・町・村立 学校
学校の概要 生徒数	
事業実施主体	
事業目的 事業計画	[目的] [植樹] 樹種・植栽本数等を記載 [樹木の手入れ] 作業種(枝払い・剪定・抜き伐り等)・本数等を記載 [その他]
実施箇所	(位置図、事業箇所の位置図を添付)

事業期間	事業開始(予定)年月日	令和	年	月	日
	事業完了(予定)年月日	令和	年	月	日
	記念式典開催(予定)年月日	令和	年	月	日

## 2. 資金計画

### (1) 収入予算

(単位:円)

区分	予算額	内訳
緑の募金助成金		
自己資金		
計		

### (2) 支出予算

(単位:円)

区分	予算額	内訳
緑の募金助成金		
小計		
自己資金		
小計		
合計		

## 3. 添付資料

学校の概要、事業実施場所位置図 等

## 4. 担当者

氏名

連絡先 TEL :

FAX :

E-Mail :

(様式2)

「緑の募金」事業(〇〇〇学校環境緑化モデル事業)完成式典関係調書(基本例)

【日時】 令和 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分

【場所】 学校 校庭  
(住所:〒 )  
(電話: FAX: E-Mail: )

【出席者】 〇〇 県緑化推進委員会出席者 〇名  
専務理事:  
事務局長:  
:  
〇〇 学校関係出席者 〇名  
児童 名(総数 名)  
教職員 名(総数 名)  
保護者等 名  
学校長名:  
担当者名:  
〇〇 県・市町村行政関係出席者 〇名

【式典次第】

司会:(学校教頭: )  
0:00 ①開 会 (司会: )  
②学校長挨拶  
③学校環境緑化事業の説明 (県緑化推進委員会: )  
④来賓挨拶  
・(株)ローソン (挨拶と出席者紹介)  
・〇〇 など( )  
0:00 ⑤児童代表の挨拶 (児童代表: )  
⑥保護者等挨拶  
**\*この時間帯は、学校の活動等の特色を活かしたものを企画してもらおう。**  
0:00 ⑦記念植樹 1~2本  
(当日はスコップで土をかける程度)  
⑧記念撮影  
0:00 ⑨閉 会 (司会: )

【留意事項】 ①式典調書の流れ 学校→県緑推→国土緑推→ローソン  
②式典の日時・場所については、60日前までに連絡願います。  
③式典調書は、少なくとも式典実施の40日前までに提出して下さい。

(様式3)

令和 年度「緑の募金」事業(学校環境緑化モデル事業)実績報告書  
(兼精算請求書)

令和 年 月 日

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 殿

申請者(団体名)  
(代表者氏名)  
(郵便番号・住所)

令和 年 月 日付け国緑 第 号をもって助成決定のあった「緑の募金」事業  
(学校環境緑化モデル事業)について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1. 事業実績

事業名 交付決定番号	学校環境緑化モデル事業( ) 05学Rー
(ふりがな) 学校名 (住所)	市・町・村立 学校 〒
事業実施主体	
事業内容	[植樹] 樹種・植栽本数等を記載  [樹木の手入れ] 作業種(枝払い・剪定・抜き伐り等)・本数等を記載  [その他]
事業結果により 期待される効果	[学校の意見]  [児童・生徒の反応]  [緑化推進委員会の意見]

2. 決算報告

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	摘 要
緑の募金助成金				
自己資金				
計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	摘 要
緑の募金分				
	計			
自己資金分				
	計			
合 計				

3. 領収書の添付(緑の募金助成金支出内訳欄の決算額に対応する領収書を添付して下さい。)

4. 添付資料(事業実施状況が確認できる写真、チラシ、記録誌等の資料を添付して下さい。)

5. 助成金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

\*概算払いがある場合記入(〇年〇月〇日概算払い受領額: \_\_\_\_\_ 円)

6. 送金指定口座

①銀行名・支店名(フリガナ):

②普通・当座別 口座番号:

③名義人(フリガナ):(名義人は申請団体名と同じ)

\*振り込みはカナで手続きします。フリガナを忘れずお付け下さい。

7. 担当者

氏 名

連絡先

TEL :

FAX :

E-Mail :

(様式4)

令和 年度「緑の募金」事業(学校環境緑化モデル事業)概算請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一 殿

申請者(団体名)  
(代表者氏名)  
(郵便番号・住所)

令和 年 月 日付け国緑 第 号をもって助成決定のあった学校環境緑化モデル事業  
について、下記により概算請求します。

記

1. 事業名：学校環境緑化モデル事業(学校名： )  
交付決定番号: 05学Rー
2. 助成金決定額 金 円
3. 概算請求の理由等  
(1) 概算請求時までの事業実行の状況  
  
(2) 概算請求の必要性
4. 概算請求額 金 円(概算請求限度額は助成金決定額の4/5以内)
5. 送金指定口座  
①銀行名・支店名(フリガナ):  
②普通・当座別 口座番号:  
③名義人(フリガナ): (名義人は申請団体名と同じ)  
**\*振り込みはカナで手続きします。フリガナを忘れずお付け下さい。**
6. 担当者  
氏名  
連絡先 TEL :  
FAX :  
E-Mail :

(参考)

## 学校環境緑化モデル事業 助成対象経費について(考え方)

### 1. 対象経費

#### (1) 校庭の樹木の整備費

枝払い、不要木伐採(間伐)

植え付け代、苗木代、運送費 等

#### (2) ビオトープ整備費

土工費、植物植え付け経費 等

#### (3) 看板設置費

#### (4) 事務用品(パソコンやデジタルカメラ等汎用性が高い備品類は不可)

### 2. 対象外の経費

食料費

資産となる機械類の購入費

芝張経費(芝張りを主目的するような場合は不可。ただし、ビオトープ整備等緑化事業に付随する小規模な場合は一部可)

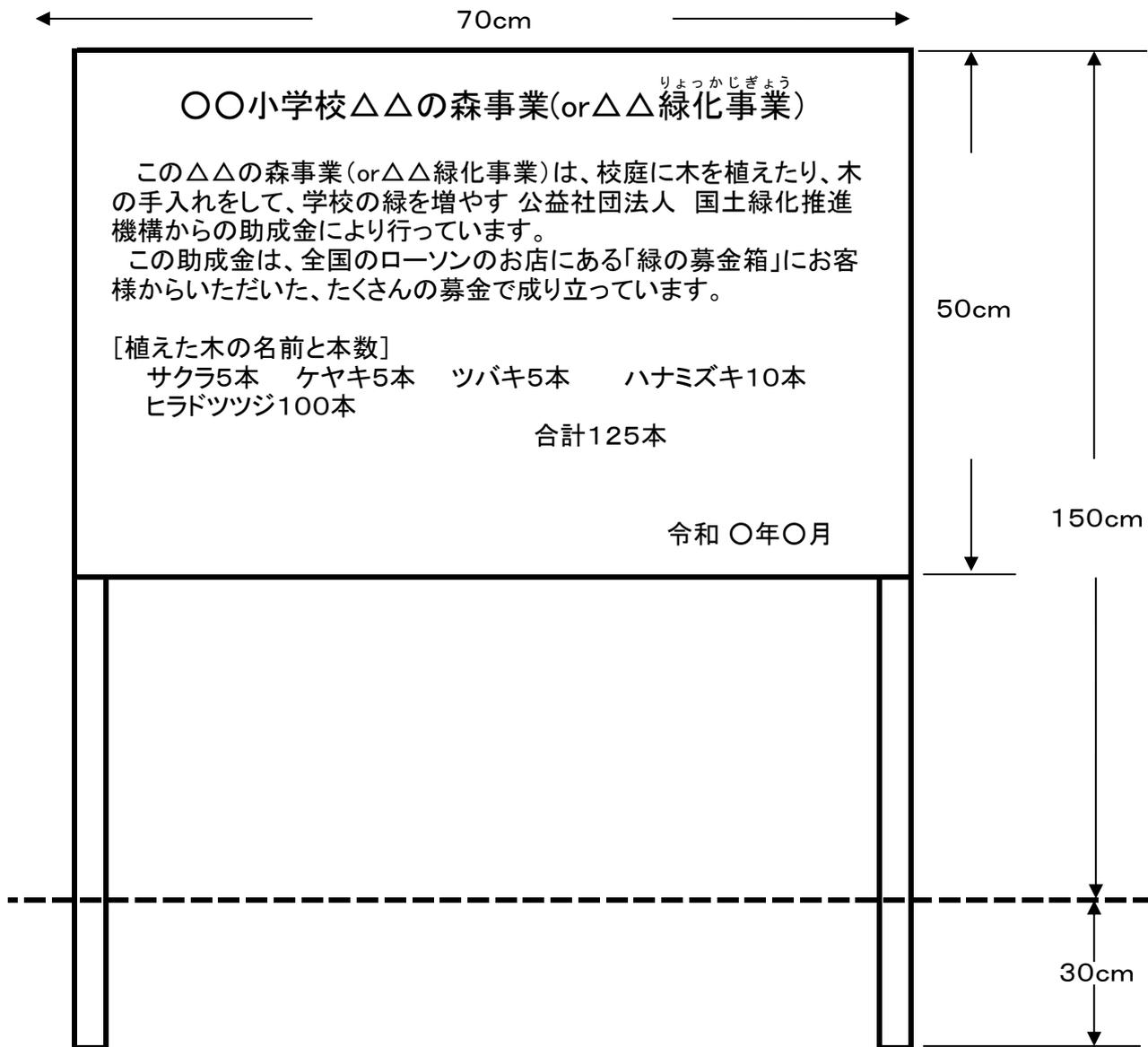
### 3. その他

経費の使用用途について不明の場合は、事前に担当までお問い合わせ下さい。

担当:基金業務部 大沼  
TEL 03-3262-8457  
FAX 03-3264-3974  
E-mail: ohnumak2241@green.or.jp

(別添)

## 看板(表示板)の仕様



### 【説明】

① △△の森事業(or△△緑化事業)という名称は、学校と調整して決めてください。

(例)

- ・〇〇小学校みんなの森事業
- ・〇〇小学校生徒会による緑化事業

② 児童が読めるように漢字には「ふりがな」をふってください。

③ [植えた木の名前と本数]は、樹種が多種でスペースから記載が困難な場合は、

植えた木の名前:〇〇、△△、◇◇、……、……、……、……

植えた本数:200本

と記載するなど、適宜工夫してください。

(別紙:プレスリリース例)

プレスリリース

令和 年 月 日

〇〇県緑化推進委員会

〇〇市立〇〇小学校

### 学校環境緑化モデル事業の実施について

学校環境緑化モデル事業は、(株)ローソンの緑の募金を活用し、毎年実施されているものです。当小学校では、校舎の新築を記念して環境教育を一層推進する観点から当事業に選定して頂き実施してきました。是非、環境教育等に笑顔で取り組む児童・生徒たちの活動の取材をお願い致します。

1. 日時 〇月〇日(〇曜日) 午前〇時から〇時まで
2. 場所 〇〇市立〇〇小学校(校庭)  
住所:〇〇市〇〇町〇〇 (場所が分かりにくい場合は:別紙地図 参照)
3. 内容 学校の環境緑化完成記念式典(植樹、ビオトープ設置、その他)  
(~校舎新築記念環境緑化の集い~)
4. 次第 別添の完成記念式典のとおり
5. その他 この事業は、(株)ローソンの社会貢献活動として、各店舗に設置されている「緑の募金箱」に寄せられる「緑の募金」を国土緑化推進機構へ寄付して頂き、この募金を活用して(株)ローソン、国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会が協力し、2006年から実施されているものです。〇〇県内での実施は、今回で〇件目となります。
6. 問い合わせ先  
担当: 〇〇県緑化推進委員会 (氏名) 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇小学校 教頭 (氏名) 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(留意事項) 前書きや完成記念式典調書には、当該学校の活動の特徴的な内容を記載ください。

# 森林内での活動における新型コロナウイルス感染防止、 感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン

令和 2 年 5 月 2 8 日

最終改正 令和4年6月23日

公益社団法人国土緑化推進機構

- 本ガイドラインは、森林内での活動（森林ボランティア活動、森林環境教育活動、自然観察会、森林浴等）において、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底、感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、国土緑化推進機構が森林内での活動の主催者として参加者等（一般参加者、スタッフ）の健康保護とともに活動継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは新たな知見等を踏まえ、今後見直すことがあります。
- 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、活動の主催者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じていきます。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

### （1）基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。  
こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、それらのいずれも避けるよう努めなければなりません。その中でも、「①飲酒を伴う懇親会等」「②大人数や長時間におよぶ飲食」「③マスクなしでの会話」「④狭い空間での共同生活」「⑤居場所の切り替わり」といった「5つの場面」は、感染リスクの高まる状況として、重点的な対策を必要とします。
- 基本的に、森林は密閉空間ではありませんが、森林内での活動の前後も含め、意図しないところでこれらの条件が整ってしまう場合もあり、これらも予測して予防対策を検討する必要があります。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・「新しい生活様式」の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」（新型コロナウイルス感染症対策本部）

(2) 参加者等の感染予防・健康管理

- ・ 森林内での活動の責任者等は、参加者等（一般参加者、スタッフ）に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 氏名、職業及び緊急連絡先を把握し（職業については、可能であれば同居している家族等も含む）、名簿を作成。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知。（併せてこれら個人情報の取扱に十分注意する旨についても周知）

接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等。
  - ② 体温の測定と記録。
  - ③ マスク、消毒液等の感染防止資材の携行。
  - ④ 以下のいずれかに該当する場合、森林内での活動を欠席。スタッフについてはあわせて自宅待機。
    - ・ 発熱などの症状がある場合
    - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ⑤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。
    - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
    - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
    - ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は保健所への相談を推奨。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合や解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）
    - ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様。
    - ・ 小児については、上記の症状等がある場合は、小児科による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関への相談を推奨。
  - ⑥ 活動の性格上、特に、休憩中や食事中、または活動前後の交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などに参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用、適切な距

離の確保、飲食前の手洗い・消毒など、周りに配慮した行動を要請。また、当該活動日前後において、感染リスクのある行動を控えてもらうよう要請。

- ・ 責任者等は、森林内での活動に関連した次に掲げる感染予防策を行います。
  - ① 責任者等は、参加者等が大人数とならないように少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮。
  - ② 責任者等は、森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備。
  - ③ 責任者等は、参加者等が活動に必要な装備、道具、消耗品、飲料水等は個人ごとの配布、又は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。
  - ④ 森林内では手洗いの機会が減少するので、責任者等は、参加者等の手洗い用の水、アルコール消毒液等を準備あるいは配布、又は参加者等が各自で準備するよう徹底。
  - ⑤ 参加者等が休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引くなどして、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保。また、対面での飲食や会話は避ける。
  - ⑥ 参加者等がマイクロバス等で活動現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、熱中症対策等に必要な場合<sup>1</sup>及び屋外で人との距離（2m以上を目安）を確保できる場合や距離を確保できなくても会話をほとんど行わない場合等<sup>2</sup>を除きマスクの正しい着用、咳エチケットの徹底。（マスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。）
  - ⑦ 参加者等が休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けなどによる定期的な換気（1時間に2回以上、かつ、1回に数分間程度、又は常時換気）の実施。寒い環境においても適切な換気（機械換気による常時換気や、機械換気が設置されていない場合は、常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）や適切な保湿（湿度40%以上を目安）を行う<sup>3</sup>。また、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離の確保。
  - ⑧ 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具の共用することが想定されるプログラムは極力回避。
  - ⑨ 共同で作業等を実施する場合は、熱中症対策等に必要な場合<sup>1</sup>及び屋外で人との距離（2m以上を目安）を確保できる場合や距離を確保できなくても会話をほとんど行わない場合等<sup>2</sup>を除きマスクの正しい着用、咳エチケットの徹底。なお、激しい呼吸による唾液の飛沫を引き起こすような激しい運動は避ける。

また、マスクを着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなどして、熱中症予防にも配慮。

- ⑩ 責任者等が森林での活動に関する説明等を行う場合は、マスク等を着用の上、インカムや拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮。
  - ⑪ 責任者等は、以上の対策を参加者等に説明の上、実施してもらうよう指導。
- 
- ・ 責任者等は、スタッフ（職員・ボランティア等）の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築します。
  - ・ 責任者等は、スタッフ（職員、ボランティア等）に対し、スタッフの行動が一般参加者の行動に大きく影響することを認識させるとともに、研修などにより対策の徹底を図ります。
- 
- ・ 責任者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底します。
    - ① 集合時、トイレ使用后、食事の前、施設等への入場時には手洗い、手指の消毒。タオルは共用しない。
    - ② 原則マスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。
    - ③ 施設等を利用する場合は、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れるところについては、消毒。
    - ④ 備品を用意する場合は、備品の消毒を徹底。（可能な限り参加者の持参の協力を要請。）また、受付や参加費徴収なども可能な限りオンライン受付などで事前に処理。
- 
- ・ 会議・報告会等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行います。
- なお、公民館で開催する場合は「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公民館連合会、令和2年5月14日（令和4年6月9日一部改訂））を踏まえるなど、開催する会場に沿った新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。

また、登山などの活動を実施する場合には、「CDC発信に基づいた登山再開に向けた知識 登山実践編」（山岳医療救助機構、令和2年7月14日改訂）なども参考に対策を講じます。

- 例えば、宿泊を伴う場合は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟、2020年5月14日（2021年11月22日一部改訂））を踏まえるなど、各活動の実情に応じて他業種の新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。
- 責任者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めます<sup>4</sup>。

## **2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応**

### （1）患者発生の把握

責任者等は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、1. に掲げる感染予防策を改めて周知徹底します。

### （2）濃厚接触者への対応

- 責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、7日間の自宅待機等をお願いし<sup>5</sup>、保健所の対応に協力します。あわせてスタッフに対しては健康観察を実施します。
- 責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- 濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検することになります。また、責任者等はその結果の報告を速やかに受けます。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年5月29日暫定版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により消毒を実施します。

### 4. 活動の継続、休止

(1) 参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合に森林内での活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

(例) 森林内での活動間での感染を抑制するため、森林内での活動する際の参加者等の絞り込み、分散や複数の森林内で活動する団体が同時に出席する会議・行事等のウェブ開催、縮小、中止。

(2) 参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するための必要最小限の人員、休止することが可能な活動のピックアップ、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握します。

- ・ 責任者等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

(参考) 出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制

責任者等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

【第一段階】

(活動の内容) 原則通常どおりの活動

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等で活動対応

【第二段階】

(業務の内容) 活動を縮小、休止

下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外  
は休止、延期も含め判断

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の  
休止

## 5. 関係者との情報共有

- ・ 責任者等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局又は環境部局に状況を報告します。

### 参考

- 1 「熱中症予防×コロナ感染防止」(厚生労働省HP、熱中症予防のための情報・資料サイト)
- 2 「マスク着用の考え方」(厚生労働省HP)
- 3 「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」(内閣官房HP)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について(令和4年3月16日(令和4年3月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)



学校環境緑化モデル事業 実施校 一覧表

令和4年7月

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
26 京 都 府	京都府立八幡支援学校		京都府立宇治支援学校	亀岡市立吉祥院小学校	京丹後市しんざん小学校	京丹後市立峰山小学校	京都市立南大内小学校	桜花学園 高野川保育園 みのり幼稚園			京丹後市立島津小学校	長岡京市立神足小学校	京田辺市立善賢寺小学校	亀岡市立吉川小学校	大山崎町立大山崎小学校	京丹後市立豊栄小学校	宇治市立南都小学校	宇治市立南小倉小学校
27 大 阪 府	東大阪市立孔舎衛東小学校	吹田市立岸部第一小学校	大阪市立茨田東小学校	龍野ささゆり学園(龍野町立龍野小学校)	富田林立寺池台小学校	大阪市立矢野西小学校	大阪市立大宮小学校	天王寺小学校	吹田市立南山田小学校	東大阪市立高井田東小学校	東大阪市立岡東小学校	東大阪市立藤原小学校		大阪府立交野支援学校	大阪教育大学附属平野小学校	豊中市立第15中学校	寝屋川市立点野小学校	太子町立磯長小学校
28 兵 庫 県	養父市立養父小学校	市川町立鶴居小学校	三木市立豊地小学校	神戸市立藍那小学校	神戸市立御影小学校	赤栗市立神戸小学校	神河町立寺前小学校	朝来市立竹田小学校	朝来市立山口小学校	豊岡市立神美小学校	養父市立養父小学校	朝来市立大蔵小学校豊岡市立清瀬小学校	篠山市立藤山小学校	朝来市立東河小学校	新温泉町立八田小学校		伊丹市立瑞穂小学校	伊丹市立菅原小学校
29 奈 良 県	橿原市立金橋小学校	大和郡山市立都山南小学校	曾爾村市立曾爾小学校	天理市立丹波市小学校	奈良市立東市小学校	大和郡山市立都山北小学校	橿原市立白幡北小学校	奈良市立三碓小学校	大和高田市立土庫小学校	大和高田市立陝西小学校		県立大淀養護学校	奈良市立鼓阪小学校		宇陀市立菟田野小学校			
30 和 歌 山 県	和歌山市立和歌浦小学校	和歌山市立横見西小学校	和歌山市立山東小学校		和歌山市立宮前小学校		岩出市立岩出小学校		田辺市立田辺東部小学校	和歌山市立貴志南小学校	和歌山市立西和佐小学校	橋本市立紀見小学校	紀ノ川市立池田小学校			那智勝浦町立色川小学校		
31 鳥 取 県	岩美町立岩美西小学校	鳥取市立明德小学校	倉吉市立北谷小学校	鳥取市立遷喬小学校	鳥取市立世紀小学校	米子市立成美小学校	鳥取市立湖山西小学校	日野町立黒坂小学校	鳥取市立明治小学校	鳥取市立岩倉小学校	鳥取市立青谷小学校	倉吉市立高城小学校	鳥取市立用瀬小学校	鳥取市立明德小学校	鳥取市立浜坂小学校	鳥取市立津ノ井小学校	鳥取市立国府東小学校	米子市立成美小学校
32 島 根 県	雲南市立吉田小学校	太田市立高山小学校	太田市立川台小学校	飯南町立赤尾小学校	西ノ島町立西ノ島小学校		大田市立志学小学校	松江立立出雲郷幼稚園	石井町立福井小学校	安来市立井原小学校	川本町立川本小学校	出雲市立神原小学校	江津市立江津東小学校		雲南市立西小学校			
33 岡 山 県	倉敷市立万寿東小学校	岡山市立西大寺小学校	岡山学芸館 高等学校・清秀中学校	学校法人金光学園中学校	備前市立備前中学校	岡山県立東備支援学校	岡山県立勝山高等学校	総社市立常盤小学校	赤磐市立高陽中学校	和気町立山田小学校	矢掛町立小田小学校	岡山市立西大寺小学校	備前市立東鶴山小学校	岡山市立馬屋上小学校	西粟倉村立西粟倉小学校			
34 広 島 県	福山市立常石ととも園	安佐高田市立高宮小学校	呉市立昭和中央小学校	尾道市立美木原小学校	広島市立高南小学校		江田島市立切串小学校	尾道市立吉和小学校	福山市立野々浜小学校	呉市立白岳小学校	広島市立矢野西小学校		呉市立明立小学校	広島市立己斐小学校	広島市立真亀小学校	福山市立伊勢丘小学校	広島市立古田小学校	広島市立広瀬小学校
35 山 口 県	下関市立養治小学校	萩市立見島中中学校	下関市立誠意小学校	光市立三輪小学校		周南市立菊川小学校	柳井市立柳北小学校	田布施町立布施西小学校	山陽小野田市立厚陽小学校	下関市立吉見小学校		岩国市立麻里布小学校		山口市立平川小学校		周南市立富田東小学校		
36 徳 島 県	三好市立王地小学校	小松島市和田島小学校		阿波立御所小学校			石井にこにこクラブ	石井町立藍畑小学校	石井町立浦庄小学校	神山町立広野小学校	神山町立神領小学校	徳島市立内町小学校		小松島市 芝田小学校	徳島県立鴨島養護学校	徳島市立佐古小学校	美馬市立重清北小学校	美馬市立三島小学校
37 香 川 県	丸亀市立城北小学校	三木町立水上小学校	小豆島町立星城小学校	多度津町立白方小学校	小豆島町立苗羽小学校	香川県立香川東部養護学校	香川大学教育学部附属坂田小学校	坂出市立川津小学校	丸亀市立城神小学校	土庄町立土庄小学校	高松市立太田南小学校	さぬき市立富田小学校	多度津市立四箇小学校		東かがわ市立本町小学校			
38 愛 媛 県	久万高原町立父二峰小学校			西予市立田之筋小学校		西予市立城川小学校	今治市立近見小学校	四国中央市立豊岡小学校	今治明徳中学校	今治市立清水小学校			四国中央市立土居小学校	伊予市立翠小学校	松山市立日浦小学校			
39 高 知 県	大月町立大月小学校	四万十市立中村南小学校	四万十市立東山小学校	土佐市立高岡小学校	四万十町立東又小学校	大川村立大川小・中学校	須崎市立新荘小学校	香南市立夜須小学校	いの町立川内小学校	香南市立野市小学校	室戸市立佐嘉浜小学校	学校法人高知学園 高知小学校	高知市立旭東小学校	土佐町立土佐町小学校	高知市立一宮東小学校	高知県立日高養護学校		南国市立大福小学校
40 福 岡 県	遠賀町立広瀬小学校	古賀市立花見小学校	大刀洗町立菊池小学校	久留米市立高良内小学校	中間市立仲間北小学校	大任町立今任小学校	古賀市立舞の里小学校	宇美町立宇美東小学校	久留米市立浮島小学校	糸島市立引津小学校	小郡市立御前小学校	苅田町立白川小学校	春日市立大谷小学校	北九州市立大谷小学校	行橋市立神田小学校	嘉麻市立熊ヶ畑小学校	筑前町立三輪小学校	行橋市立今川小学校
41 佐 賀 県	太良町立多良小学校	伊万里特別支援学校		鹿島市立七浦小学校			佐賀市立成草中学校	佐賀市立開成小学校				小城市立岩松小学校		埴野市立久間小学校	多久市立中郎小学校		唐津市立湊小学校	伊万里市立啓成中学校
42 長 崎 県	平戸市立平南小学校	西海市立大瀬戸小学校		長与町立長与南小学校	長与町立長与小学校	佐世保市立歌浦小学校			長崎市立坂本小学校		五島市立浜野小学校	長崎市立西山台小学校	東彼杵町立彼杵小学校	平戸市立田平東小学校	松浦市立大崎小学校	大村市立福重小学校		
43 熊 本 県	熊本市立武蔵小学校	宇北町立富岡小学校(れいほく)	熊本市立帯山小学校	熊本市立山東小学校	水俣市立久木野小学校	天草市立橋浦小学校	八代市立高田小学校	社会福祉法人八代ナザレ園	熊本市立園園小学校	玉名市立横島小学校	熊本市立西里小学校	熊本市立池上小学校	熊本市立託麻南小学校	熊本県立球磨養護学校	南阿蘇村立白水小学校	八代市立榎柳小学校	熊本市立尾ノ上小学校	八代市立昭和小学校
44 大 分 県	熊本市立出水南小学校	熊本市立桜井小学校	天草市立阿村小学校	和水町立菊水中央小学校	宇佐市立南院内小学校	佐伯市立佐伯小学校	由布市立谷小学校	竹田市立豊岡小学校	熊本市立東町小学校	熊本市立泉ヶ丘小学校	熊本市立西原小学校		中津市立三郷小学校	別府市立石垣小学校		竹田市立秋小学校	九重町立南山山小学校	姫島村立姫島小学校
45 宮 崎 県	延岡市立岡富小学校	国富町立森永小学校	延岡市立港小学校	宮崎市立高岡小学校	宮崎市立倉岡小学校	宮崎市立湖見小学校	都城市立高崎麓小学校	都城市立木之内小学校	延岡市立北方学園	西都市立銀上小・錦鏡中学校	日南市立東郷小学校		宮崎市立東大宮小学校	日南市立吾田東小学校	日之影町立日之影中学校			
46 鹿 児 島 県	鹿児島市立谷山小学校	日置市立土橋中学校	出水市立米ノ津東小学校	枕崎市立枕崎小学校		鹿児島市立吉野東小学校	鹿児島町立小瀬田小学校	鹿児島市立緑丘中学校	始良市立松原なぎさ小学校	鹿児島市立大明丘小学校	南大隅町立佐多小学校	肝付町立波野小学校霧島市立園分北小学校	霧島市立天降川小学校	伊佐市立曾木小学校	南大隅町立第一佐多中学校	いちき串木野市立串木野小学校	曾於市立富岡小学校	屋久町立安房小学校
47 沖 縄 県	豊見城市立とよみ小学校	本部町立本部小学校	浦添市立内間小学校	名護市立真嘉屋小学校	南風原町立翔南小学校	豊見城市立仲たか小学校	浦添市立当山小学校	名護市立屋部小学校	那覇市立松川小学校	南城市立百名小学校	八重瀬町立新城小学校	糸満市立真壁小学校	糸満市立糸満南小学校	南城市立佐敷小学校	読谷村立渡慶次小学校	那覇市立治小学校	嘉手納町立屋良小学校	
	(45県) 77校	(45県) 72校	(42県) 70校	(44県) 70校	(36県) 59校	(40県) 60校	(43県) 60校	(42県) 60校	(38県) 60校	(37県) 60校	(37県) 53校	(37県) 50校	(39県) 50校	(33県) 50校	(41県) 53校	(35県) 50校	(35県) 50校	(22県) 24校